

手続きに関する解説

冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者代理者

《関係法令》法第 27 条の 4、33 条、冷凍則第 36 条、37 条、39 条

1 説明

第一種製造者（冷凍則に限る。）は、冷凍保安責任者を選任しなければなりません。

2 代理者の選任、資格要件、様式など

冷凍保安責任者	選任区分		選任不要の場合
	事業所ごとに 正 1 名 代理者 1 名		可燃性ガス及び毒性ガス（アモニア除く。）以外のガスを冷媒ガスとするユニット型製造設備 フルカボン 114 の製造設備
	資格要件		
	製造施設の区分	資格	実務経験
1 日の冷凍能力が 300t 以上	第一種冷凍機械責任者免状	1 日の冷凍能力が 100t 以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験	
1 日の冷凍能力が 100t 以上 300t 未満	第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状	1 日の冷凍能力が 20t 以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験	
1 日の冷凍能力が 100t 未満	第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状	1 日の冷凍能力が 3t 以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験	
様式・添付書類		冷凍保安責任者届書 冷凍則...様式第 2 1 冷凍保安責任者代理者届書 冷凍則...様式第 2 2 添付書類例 ・製造保安責任者免状の写し（解任の場合は添付不要）	

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 手数料

なし。

5 代理者

冷凍保安責任者が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任する必要があります。

なお、冷凍保安責任者の代理者の選任・解任については、届出が必要です。

6 記入例

「別紙 記入例」のとおり。